平成２２年（フ）第９０５号
神戸市東灘区住吉宮町６丁目４番10―301号
債務者　高取　良政
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島賢二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５号
福島県南相馬市原町区北町117番地の６
債務者　中村　貴文
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　晴隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第５２号
福岡県柳川市大和町中島995番地１
債務者　森田　生子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１０７７号
埼玉県川口市上青木５丁目16番６号　コーポ橋本２－Ｂ
債務者　久保田強司
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３１号
岩手県釜石市松原町１丁目２番25号
債務者　坂本　和昭
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第３２６号
函館市中道２丁目19番７号
債務者　今井　龍太
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３２８号
北海道北斗市村内702番地の１
債務者　伊藤　輝子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３２９号
北海道茅部郡森町字砂原東３丁目65番地の１
債務者　幾良いずみ（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１６号
愛知県豊田市平芝町６丁目38番地20　ヴェルデサカエ101号、旧住所愛知県豊田市京町４丁目９番地３　グローリアス豊田梅坪東第２―701号
債務者　高橋　広行
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
岩手県宮古市蟇目第８地割70番地４
債務者　徳田八重子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前11時15分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第４８７号
川崎市川崎区大島４丁目11番11号　コーポ一場202
債務者　杉山　**皓**洋
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３３号
愛知県豊田市鴛鴨町下高根84番地３
債務者　田中　雅臣
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
愛知県安城市里町大道畑25番地40　ボヌールＡ―101
債務者　藤田　奈美（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第７１号
島根県浜田市松原町12番地、前住所島根県浜田市蛭子町63番地
破産者　平手　忠夫
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第６５号
秋田県鹿角市花輪字下中島７番地13
破産者　株式会社杉山工務店
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２６５号
兵庫県姫路市東延末３丁目４番地グリーンピア南大路時計台203号
破産者　有限会社トータルプランニング
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成１９年（フ）第９９８号
福岡県春日市須玖北６丁目12番１号
破産者　株式会社壱岐商事
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２５７９号
福岡市中央区春吉３丁目16番25号
破産者　福岡日東産業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部